

# 廃止届

概要説明	毒物及び劇物取締法第22条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第18条に基づき、 <u>30日以内</u> に毒物劇物業務上取扱者の廃止を届け出る場合の届出書です。
提出書類	・ 廃止届  正1部提出。
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL;(083)231-1711 FAX;(083)231-1376
手数料	不 要
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>届出の「廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法」の欄については、次のように記載してください。<ul style="list-style-type: none"><li>・ ない場合は「在庫所有なし」の旨を記載してください。</li><li>・ 「品名」は原則一般名で記入してください。 (一般名がないとき等は販売名にその成分を付記してください。)</li><li>・ 品名が複数にわたる場合は、品目ごとにその数量、保管又は処理の方法を分けて記載してください。届出に収まらない場合は別紙のとおりとし、別紙書面を添付してください。</li></ul></li><li>届出の「備考」欄には、廃止の理由を記載してください。</li></ul>